

○東大阪市中小企業振興補助金交付規則

昭和60年10月29日東大阪市規則第79号

改正

平成元年4月1日規則第18号  
平成3年3月30日規則第29号  
平成4年3月31日規則第18号  
平成6年3月31日規則第17号  
平成9年3月31日規則第17号  
平成10年3月31日規則第18号  
平成11年3月31日規則第16号  
平成12年3月31日規則第9号  
平成13年3月31日規則第23号  
平成14年1月17日規則第1号  
平成14年10月22日規則第50号  
平成15年3月31日規則第34号  
平成16年3月31日規則第28号  
平成16年6月24日規則第37号  
平成17年3月31日規則第58号  
平成18年11月14日規則第79号  
平成19年7月9日規則第55号  
平成20年5月26日規則第33号  
平成21年3月27日規則第14号  
平成22年4月28日規則第35号  
平成25年3月31日規則第24号  
平成27年3月26日規則第20号  
平成29年3月30日規則第15号

東大阪市中小企業振興補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、中小企業の経営の合理化及び事業の協同化を促進するため、中小企業者等により構成される組合又は団体が行う事業に対し補助金を交付することにより、中小企業の振興及び育成を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規則による補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる者で、本市にその所在地を有するものとする。

- (1) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する組合
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体で、その組合員が主として小売業者であるもの
- (3) 前2号に準ずる組合又は団体で市長が適当と認めるもの

(対象事業等)

第3条 本市は、次に掲げる事業を対象者が行う場合に、当該対象者に対し補助金を交付する。

(1) 共同施設（施設）設置事業

(2) 共同施設（情報機器）設置事業

2 前項各号に規定する事業の内容及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

3 補助金は、別表に規定する対象事業ごとに本市の会計年度（以下「年度」という。）内において1回を限度として交付する。

4 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（対象外事業）

第4条 前条第1項各号に掲げる事業のうち、事業費が次に定める額未満のものに対しては、補助金を支給しない。

(1) 共同施設（施設）設置事業 1,000,000円（コミュニティ関連施設設備事業にあつては5,000,000円、防犯対応設備設置事業にあつては500,000円）

(2) 共同施設（情報機器）設置事業 1,000,000円

2 コミュニティ関連施設設置事業とコミュニティ関連施設設置事業以外の共同施設（施設）設置事業を併せて行う場合は、コミュニティ関連施設設置事業に係る事業費が5,000,000円以上であり、かつ、コミュニティ関連施設設置事業以外の共同施設（施設）設置事業に係る事業費が1,000,000円以上の事業でなければ補助金を交付しない。

3 共同施設（施設）設置事業については、土地に関する権利を取得するための費用は、補助金の交付の対象となる事業費に算入しない。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中小企業振興補助金交付申請書（様式第1）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があつたときはその内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、申請者が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）である場合を除き、補助金を交付することを適当と認めるときは、中小企業振興補助金交付決定通知書（様式第2）により、補助金を交付することを適当でないとき、中小企業振興補助金交付不承認通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

（申請内容の変更等）

第7条 申請者は、第5条第1項に規定する申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに中小企業振興補助金申請事項変更承認申請書（様式第4）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、中小企業振興補助金交付申請取下げ届出書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（事業完了報告書の提出）

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該申請に係る事業が終了したときは、速やかに事業完了報告書（様式第6）を市長に

提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、中小企業振興補助金交付請求書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 暴力団等であることが判明したとき。
- (4) その他この規則に定める条件に違反したとき。

2 市長は、前項の場合において、補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(警察署長からの意見聴取)

第11条 市長は、補助金の交付を決定しようとする場合は、申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(東大阪市補助金等交付規則の適用)

第12条 補助金の交付については、この規則に定めのあるもののほか、東大阪市補助金等交付規則(平成元年東大阪市規則第13号)の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に東大阪市商業団体共同施設設置補助金交付要綱(昭和56年12月17日施行)第5条の規定により行われている補助金の交付の申請は、この規則による補助金の交付の申請とみなす。
- 3 この規則の施行の日から昭和60年12月31日までの間に、第3条第1項各号に規定する事業を開始しようとする場合における補助金の交付の申請については、第6条第1項及び第2項の規定中事業を開始する日の属する年度に係る補助金に関する部分の規定は適用しない。

附 則(平成元年4月1日規則第18号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市中企業振興補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請があった補助金から適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成3年3月30日規則第29号)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市中企業振興補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請のあった補助金から適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月31日規則第18号)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

- 2 改正後の東大阪市中小企業振興補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請のあった補助金から適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月31日規則第17号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市中小企業振興補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請のあった補助金から適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日規則第17号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市中小企業振興補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請のあった補助金から適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日規則第18号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市中小企業振興補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請のあった補助金から適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日規則第16号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市中小企業振興補助金交付規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請のあった補助金から適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日規則第9号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市中小企業振興補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請のあった補助金から適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月31日規則第23号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市中小企業振興補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請があった補助金から適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年1月17日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月22日規則第50号）

- 1 この規則は、平成14年11月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の東大阪市中小企業振興補助金交付規則附則第4項の規定に基づいて交付された平成13年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日規則第34号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の東大阪市中小企業振興補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請があった補助金から適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日規則第28号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月24日規則第37号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第58号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月14日規則第79号）

この規則は、平成18年11月20日から施行する。

附 則（平成19年7月9日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年5月26日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第14号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の東大阪市中小企業振興補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請があった補助金から適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年4月28日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月31日規則第24号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規則第20号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の東大阪市中小企業振興補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請があった補助金から適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月30日規則第15号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条第2項関係）

対象事業	事業の内容	条件	補助率	限度額
共同施設（施設） 設置事業	（1） 街路灯設置 事業	公衆街路灯（広告 灯を除く。次号及 び第3号において 同じ。）の設置を 行うもの	40パーセント以 内	5,000,000円
	（2） 街路灯補修	公衆街路灯の照明		

	事業	器具支持部分又は支柱の取替え、補強又は塗装を行うもの	
	(3) 街路灯撤去事業	安全性を確保するために公衆街路灯の撤去を行うもの	
	(4) アーチ設置事業	アーチ（道路をまたいで上部で接続されているもの。次号において同じ。）の設置を行うもの	20パーセント以内
	(5) アーチ補修事業	アーチ部分又は支柱の取替え、補強又は塗装を行うもの	
	(6) アーケード設置事業	アーケード（アーケードの取扱いについての通達（昭和30年2月1日国消発72号、建設省発住5号、警察庁発備2号）に定めるアーケードの設置基準のうち、道路の一侧若しくは両側に設けるアーケード、道路の全面若しくは大部分を覆うアーケード又は屋根が定着していないアーケードの特例に適合するもの。次号及び第8号において同じ。）の設置を行うもの	
	(7) アーケード補修事業	アーケードの主要構造部分又は屋根	

		部分の取替え、補強又は塗装を行うもの	
(8) アーケード撤去事業		安全性を確保するためにアーケードの撤去を行うもの	
(9) カラー舗装事業		カラー舗装（大理石、人造大理石、タイル、合成樹脂、カラーセメント等による舗装をいう。次号において同じ。）を行うもの	
(10) カラー舗装補修事業		カラー舗装の補修を行うもの	
(11) コミュニティ関連施設設置事業		コミュニティ広場、ホール、ストリートファニチャー等の設置を行うもの	
(12) 公衆便所設置事業		公衆便所の設置を行うもの	
(13) 公衆便所改修事業		公衆便所の改修を行うもの	
(14) 防災施設設置事業		防災施設（消火栓、火災警報器、漏電警報器、スプリンクラー等の設置をいう。次号において同じ。）の設置を行うもの	15パーセント以内
(15) 防災施設補修事業		防災施設の補修を行うもの	
(16) 放送施設設置事業		放送施設（緊急放送及びBGM用の放送設備をいう。次号において同じ。）の設置を行うもの	

	(17) 放送施設補修事業	放送施設の補修を行うもの		
	(18) 駐車（輪）場設置事業	駐車（輪）場（顧客が無料で使用できる駐車（輪）場をいう。次号において同じ。）の設置を行うもの		
	(19) 駐車（輪）場補修事業	駐車（輪）場の補修を行うもの		
	(20) 冷房施設設置事業	冷房施設（顧客を対象とした商業施設内での共同用冷房施設をいう。次号において同じ。）の設置を行うもの		
	(21) 冷房施設補修事業	冷房施設のうち、クーリングタワー、冷凍機、ダクト又は受電設備の取替えを行うもの		
共同施設（情報機器）設置事業	情報機器設置事業	POS、モールカード等の情報機器の設置を行うもの	20パーセント以内	3,000,000円

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。